

Factory-ONE CLUB規約

(名 称)

第1条 本クラブは、「Factory-ONE CLUB」(以下「本会」といいます)といします。

(目 的)

第2条 本会の目的は以下のとおりとします。

- ① お客様に対し直接情報提供を行うことで顧客満足の上をを図る
- ② サービス向上や新製品開発にお客様の声を反映する
- ③ お客様同士の交流やビジネスマッチングの機会を提供する

(法令の遵守)

第3条 本会及び会員は、本規約及び関係法令を遵守して本会の健全な運営に努めるものとします。

(所在地・事務局)

第4条 本会の所在地は、株式会社エクス(以下「弊社」という)の本社内とします。

- 2 本会の事務局を、前項の本社内に置きます。

(本会の運営)

第5条 本会の運営は、弊社事務局が行うものとします。

(入会資格)

第6条 Factory-ONE 電脳工場シリーズ及び弊社が指定する弊社ソフトウェア製品(以下「弊社製品」という)を導入されたお客様は、会員となります。

(会員登録)

第7条 本会の会員となるお客様は、原則として個人・法人単位で会員登録ができるものとし、別添弊社所定のプライバシーポリシーに同意し、弊社所定の方法で必要事項を届け出ることにより、会員登録が完了するものとします。

(会 費)

第8条 本会の入会金及び会費は無料とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、各種行事等の開催にあたっては、開催の都度、弊社が定めた金額を弊社所定の方法により、会員が負担するものとします。

(退 会)

第9条 本会の退会は以下の理由によるものとし、弊社所定の手続きによるものとします。

- ① 退会届出書の提出
- ② 弊社製品を使用されなくなったとき

(サービス概要)

第10条 本会のサービスの概要は以下のとおりとし、各概要に関する具体的なサービスの内容は、事務局が別途定めるものとします。

- ① 弊社運営ビジネスマッチングサイトへの無料掲載(テンプレート限定)
- ② 専用FAQサイトへの参加
- ③ 弊社がお客様にとって有益と考える各種情報の提供や有料フォーラム等への優待参加
- ④ ビジネス交流会や勉強会への参加

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、事務局がこれを決定します。

2012年 4月 1日制定
2015年10月 1日改定
2015年10月14日改定
株式会社エクス